

令和6年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年10月23日（水）

午前9時00分から午前10時06分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
欠	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
欠	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主 査	末次 孝
農地整備課	地籍調査推進室	主幹兼室長	藺牟田 博文
		主査兼次長	餅原 和郎

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	松元 敏幸
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
主 幹	久保園 勲 (輝北総合支所産業建設課)
主 査	末吉 将敬 (串良総合支所産業建設課)
主 査	下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・令和5年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 有村 隆 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年10月23日(水) 開会 午前9時00分 閉会 午前10時06分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和6年度第7回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、田中委員、徳田委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、中尾委員、上別府委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条 第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の寺下委員と、10番の有村委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは、1頁、議案第50号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第50号につきましては、1頁から43頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年10月24日です。合計面積は、22万6千704㎡、うち更新分5万2千269㎡、内訳として、田が6千328㎡、畑が22万376㎡です。利用権を設定する者が82人、設定を受ける者が26人です。始期は、いずれも令和6年11月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年です。

次の3頁から41頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で再設定。次の2番は、設定期間が2年です。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、次の3番から8頁の12番までは、設定期間が3年です。3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で新規設定。8番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、次の13番から32頁の58番までは、設定期間が5年です。13番は、賃借権で新規設定。14番は、使用貸借権で新規設定。

次に、10 頁、15 番は、使用貸借権で新規設定。16 番は、賃借権で新規設定。

次に、11 頁、17 番、18 番は、賃借権で新規設定。

次に、12 頁、19 番、20 番は、賃借権で新規設定。

次に、13 頁、21 番、22 番は、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、23 番、24 番は、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、25 番、26 番は、賃借権で新規設定。

次に、16 頁、27 番は、賃借権で新規設定。28 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、17 頁、29 番、30 番は、賃借権で新規設定。

次に、18 頁、31 番、32 番は、賃借権で新規設定。

次に、19 頁、33 番、34 番は、賃借権で新規設定。

次に、20 頁、35 番は、賃借権で新規設定。36 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、21 頁、37 番、38 番は、賃借権で新規設定。

次に、22 頁、39 番、40 番は、賃借権で新規設定。

次に、23 頁、41 番は、賃借権で新規設定。

次に、24 頁、42 番、43 番は、賃借権で新規設定。

次に、25 頁、44 番、45 番は、賃借権で新規設定。

次に、26 頁、46 番は、賃借権で新規設定。47 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、27 頁、48 番は、賃借権で新規設定。49 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、28 頁、50 番、51 番は、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、52 番は、賃借権で新規設定。53 番は、賃借権で再設定。

次に、30 頁、54 番は、使用貸借権で再設定。55 番は、賃借権で再設定。

次に、31 頁、56 番、57 番は、賃借権で再設定。

次に、32 頁、次の 58 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 59 番から 33 頁の 60 番までは、設定期間が 6 年です。59 番は、賃借権で再設定。

次に、33 頁、60 番は、賃借権で再設定。次の 61 番から 40 頁の 75 番までは、設定期間が 10 年です。61 番は、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、62 番、63 番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、64 番、65 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、66 番、67 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、68 番は、使用貸借権で新規設定。69 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、70 番、71 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、72 番、73 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、40 頁、74 番、75 番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 41 頁までの 75 件の利用権設定ですが、32 頁の 5 年もの 58 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので永山委員に退席をいただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　32 頁の 58 番は、借人の永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　永山委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（永山委員：着席）

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 74 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　所有権移転につきましては、42 頁から 43 頁です。

まず、42 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 10 月 24 日、合計面積は、3 千 580 m²です。内訳としまして、畑が 3 千 580 m²です。所有権を移転する者が 1 人、所有権の移転を受ける者が 1 人です。

次に 43 頁、次の 1 番は所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議長 　ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、44 頁、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 51 号につきましては、44 頁から 47 頁です。今回は、所有権移転が 16 件です。

初めに、44 頁です。1 番は、田が 1 筆で 1 千 189 m²の売買です。2 番は、田が 2 筆、畑が 2 筆で 3 千 351 m²の売買です。3 番は、田が 2 筆、畑が 1 筆で 1 千 481 m²の売買です。

4番は、畑が1筆で484㎡の売買です。

次に、45頁です。5番は、畑が1筆で234㎡の売買です。6番は、畑が2筆で3千758㎡の売買です。7番は、畑が1筆で415㎡の売買です。8番は、畑が1筆で2千154㎡の売買です。

次に、46頁です。9番は、畑が1筆で28㎡の売買です。10番は、畑が1筆で587㎡の売買です。11番は、畑が1筆で1千15㎡の売買です。12番は、畑が1筆で2千78㎡の贈与です。13番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、47頁です。次の14番から16番までは全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、44頁から47頁までの16件の許可申請ですが、46頁の13番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 46頁の13番は、渡人、倉田委員が所有権移転の売買を行うもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 倉田委員に係る所有権移転1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、47頁の14番から16番までは調査がなされていますので、高田委員に報告をお願いします。

高田 推進委員の高田です。去る10月15日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

47頁の14番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、露地野菜を作付けするとのことでした。

次に15番です。申請者は市内の方で、親戚から、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、露地野菜を作付けするとのことでした。

次に16番です。申請者は市内の方で、祖父から、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 それでは、説明、報告がありました残り15件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48頁、議案第52号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第52号につきましては、48頁の1件です。

48頁をご覧ください。1番については、当初は、申請地に当初計画者の居住用の一般住宅を整備する計画であったが、当初計画者の配偶者の父が亡くなり、独居となった母の住宅をリフォームして同居することとなり一般住宅を新築する必要がなくなったため、これにあわせて事業継承者より土地売買の打診を受けたことから、事業を承継して一般住宅を整備するものです。なお、5条申請の9番に関連です。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、49頁、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第53号につきましては、49頁です。今回は、1件です。次の1番は、共同住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。以上です。

議長 ただいま、説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、50頁、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第54号につきましては、50頁から52頁です。

50頁をご覧ください。1番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和6年度第2回総会で審議済みです。

次に、51頁、4番は、建築条件付土地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第2回総会で審議済みです。5番は、資材置き場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和6年度第3回総会で審議済みです。6番は、出荷作業所、一時

保管庫及び駐車場を整備するもので、農地区分は農の2です。なお、令和6年度第3回総会で審議済みです。

次の7番から52頁の11番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、51頁の7番から52頁の9番までを折尾委員に、10番、11番を村山委員に、報告をお願いします。

折 尾 推進委員の折尾です。去る10月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、51頁の7番ですが、申請地は鹿屋東中学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区に4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に52頁の8番ですが、申請地は鹿屋東中学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区に4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に9番ですが、川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区に4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7番から9番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

村 山 議席番号11番の村山です。去る10月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、52頁の10番ですが、申請地は大始良出張所の西に位置し、10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、11番ですが、申請地は野里運動公園の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の

農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の農業法人で、集出荷作業所に隣接する申請地に事務所を整備する計画です。申請地の面積686㎡は既存施設の面積7,7631.73㎡の2分の1を超えていないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。以上、10番及び11番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました11件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、53頁、議案第55号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第55号につきましては、53頁から54頁です。

53頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件です。対象面積は、田が6千688㎡、合計6千688㎡です。

次の53頁から54頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　　53頁の1番は調査がなされていますので、有村委員に、報告をお願いします。

有村 　　議席番号10番の有村です。去る10月15日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

53頁をご覧ください。今回は、用途変更の申し出が1件です。周辺図等は54頁です。

申請人は市内の法人で、申請地は、「百引多目的グラウンド」の南東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「飼料置場、農機具倉庫及びロール置場」を建設・整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

なお、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、55頁、議案第56号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第56号につきましては、55頁です。今回は4件です。次の1番から4番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、55頁の1番か

ら4番を倉田委員に、報告をお願いします。

倉 田 議席番号12番の倉田です。去る10月15日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、55頁の1番です。申請地は、「霧島ヶ丘公園」の南に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、「海道町公民館」の西に位置し、昭和45年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番です。申請地は、「鶴羽公民館」の北に位置し、平成10年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番です。申請地は、「田崎小学校」の南東に位置し、平成10年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、56頁、議案第57号「令和五年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第57号につきましては、56頁から62頁です。鹿屋市より令和5年度の地籍調査事業において、調査地区内における地目の変更についての照会があったものです。調査にあたっては、第1回総会において、大始良町の一部は藏ヶ崎委員、下高隈町の一部は徳田委員、吾平町麓の一部は堀之内委員、吾平町上名の一部及び吾平町下名の一部は大園委員を任命し、それぞれの調査地区において、農地から農地以外へ地目変更するものや、農地以外から農地へ地目変更するものについて、現地にて確認を行っております。地目変更内訳及び事業実施区域図については、次の57頁から62頁に記載してあるとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、藏ヶ崎委員、徳田

委員、堀之内委員、大園委員から調査結果の報告をお願いします。なお、徳田委員の報告については本日欠席されていますので事務局の方でお願いします。

蔵ヶ崎 議席番号 8 番の蔵ヶ崎です。令和 5 年度に実施された大始良町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。57 頁です。調査実施区域図は 59 頁です。農地から農地以外の地目に変更するもの、計 268 件、29 万 4 千 941.48 m²、農地以外の地目から農地へ変更するもの、計 8 件、5 千 274 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

上之脇 本日、担当委員の徳田委員が欠席されていますので、事務局より報告させていただきます。57 頁です。調査実施区域図は 60 頁です。下高隈町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。農地から農地以外の地目に変更するもの、計 10 件、2 万 100 m²については、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。続きまして、吾平町麓の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。58 頁です。調査実施区域図は 61 頁です。農地から農地以外の地目に変更するもの、計 63 件、3 万 5 千 503.03 m²については、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。

次に、吾平町上名の一部です。調査実施区域図は 62 頁です。農地から農地以外の地目に変更するもの、計 68 件、7 万 853 m²、農地以外の地目から農地へ変更するもの、計 3 件、1 千 638 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

大園 議席番号 18 番の大園です。引き続き 58 頁です。調査実施区域図は 62 頁です。吾平町下名の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。農地から農地以外の地目に変更するもの、計 35 件、6 万 7 千 592.73 m²、農地以外の地目から農地へ変更するもの、計 1 件、1 千 93 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議長 ただいま、調査報告がありました。地籍調査に伴い地目を変更するものです。

57 頁、大始良町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 268 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 8 件、下高隈町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 10 件、農地以外の地目から農地へ変更するものはありません。

58 頁、吾平町麓の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 63 件、農地以外の地目から農地へ変更するものはありません。吾平町上名の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 68 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 3 件、吾平町下名の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 35 件、農地以外の地目から農地へ変更す

るもの1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、63頁、議案第58号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第58号につきましては、63頁から64頁です。今回新たに、譲渡希望が63頁の1番から5番までの5件ですのでお目通し願います。なお、1番、4番及び5番までは賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が64頁の1番から3番の3件ですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

63頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を倉田委員と高田委員に、2番を中塩屋委員と垣内委員に、3番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、4番を上野副会長と岩下委員に、5番を森園委員と新地委員をお願いします。

次に、64頁、賃貸借希望の1番を私、福元と入佐委員に、2番を上野副会長と岩下委員に、3番を森園委員と新地委員をお願いします。

次に、65頁、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)について」報告いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 今回は、既に県の承認決定がなされた令和6年12月1日始期の9件について報告します。

資料65頁をご覧ください。中間管理権設定につきましては、65頁から71頁です。公告年月日は、令和6年10月24日です。合計面積は、3万2千766㎡で、うち、田が6千938㎡、畑が2万5千828㎡です。利用権を設定する者が9人、利用権の設定を受ける者が6人です。始期は全て、令和6年12月1日で、期間は5年、10年です。

65頁をご覧ください。1番から67頁の2番までは、設定期間が5年です。1番、2番は賃借権で新規設定。

次に、67頁、2番は、賃借権で新規設定。次の3番から71頁の9番までは、設定期間が10年です。3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、69頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、70頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、71頁、9番は、賃借権で新規設定。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、65頁から、71頁まで計9件の農地中間管理権設定です。報告しておきます。次に、72頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」

の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 72 頁をご覧ください。合意解約につきましては、72 頁から 96 頁です。今回は 45 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、72 頁から、96 頁まで 45 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 7 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

松元 前回の総会でお伝えしたように、本日の総会終了後、作業着の上着とポロシャツの採寸を行います。後ほど事務局から説明がございますのでよろしくお願いたします。採寸終了後は、この会議室にて、県農業会議主催の「農業者年金についての研修会」を開催いたします。

また、改選以降研修会が続いておりますが、次回 11 月の総会の後に、県農業会議主催の「農業委員・推進委員の役割分担と適正事務実施等」についての研修会を開催いたします。研修会の時間は 45 分程度を予定しております。

研修会が続きますが皆様どうぞよろしくお願いたします。

局長 それでは、11 月の調査委員を申し上げます。

11 月 13 日、水曜日、4 条・5 条の調査が、本田委員、門倉委員でございます。

11 月 13 日、水曜日、農振調査が、四元委員、上別府委員でございます。

11 月 14 日、木曜日、4 条・5 条の調査が、堀之内委員、福元里美委員でございます。

11 月 14 日、木曜日、3 条調査が、森園委員、垣内委員でございます。

11 月の総会は、11 月 22 日、金曜日の 9 時から市役所 7 階大会議室となります。以上です。

議長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これをもちまして令和 6 年度第 7 回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)